



各位

平成 19 年 5 月 9 日

会社名 株式会社バンダイナムコホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 高 須 武 男  
問合せ連絡先名 取締役 田 中 慶 治  
電話番号 03 (5783) 5500  
(コード番号 7832 東証一部)

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ① [当社取締役に対するストック・オプションの付与]

当社は、平成 19 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社取締役に対して、報酬として新株予約権を付与することの承認を求める議案を平成 19 年 6 月 25 日開催予定の第 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社では、従来から業績に連動する役員報酬体系を導入してまいりましたが、連結業績要素に加え、株価や株主価値との連動性をさらに高めるとともに経営の透明性向上・企業競争力高揚につなげることを目的として、前期より取締役（社外取締役を除く）を対象とした新しい役員報酬体系を採用しております。

具体的には、固定月額報酬（基本報酬）を 50%、業績連動報酬である現金報酬（賞与）を 25%、残りの 25%を株式市場水準と連動する株式報酬（インデックス条項付株式報酬型ストック・オプション）により構成されるものとし、株主と利害が一致する仕組みとなっております。このため、ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしました。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるものといたします。

なお、平成 19 年 6 月 25 日開催予定の当社株主総会において、「取締役 10 名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象となる取締役は、社外取締役となる予定の 2 名および上場企業の代表取締役を兼任する 2 名を除く 6 名となります。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 115,000 株（発行済株式総数の 0.044%）を 1 年間の上限といたします。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合など、新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合にも、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

(3) 発行する新株予約権の数

1,150 個を 1 年間の上限といたします。

ただし、対象となる取締役 1 名当たりの上限を 260 個といたします。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、100 株とします。

ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行います。

(4) 新株予約権の発行価額

発行価額は、新株予約権の公正な評価方法の 1 つであるブラック・ショールズモデルに基づき算出したします。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 22 年 7 月 10 日から平成 27 年 6 月 30 日までといたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当後、権利行使期間開始日までの当社株価成長率が、TOPIX（東証株価指数）成長率を上回らない場合は、権利行使することができません。なお、当社株価成長率は、権利行使期間開始日の属する月の前 3 か月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値を、割当日の属する月の前 3 か月の各日（取引が成立しない場合を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算出するものいたします。なお、TOPIX 成長率も、当社株価成長率と同様の方法により算出いたします。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものいたします。

(9) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものいたします。

(注) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 25 日開催予定の当社株主総会において、「取締役 10 名選任の件」および「取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

以上

(ご参考)

「ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」は以下の 2 件を開示しております。

- ① 当社取締役に対するストック・オプションの付与
- ② 当社子会社取締役に対するストック・オプションの付与

## 添 付 当社取締役に対する役員報酬制度について

当社では、従来から業績に連動する役員報酬体系を導入してまいりましたが、連結業績要素に加え、株価や株主価値との連動性をさらに高めるとともに経営の透明性向上・企業競争力高揚につなげることを目的として、前期より取締役（社外取締役を除く）を対象とした新しい役員報酬体系を採用しております。

具体的には次のとおりとなります。

### 従前の年次報酬を100%とした場合

固定月額報酬（基本報酬）	従前 70%	⇒	新体系 50%
業績連動報酬である現金報酬（賞与）	従前 30%	⇒	新体系 25%（100%達成時）
株式報酬 （インデックス条項付株式報酬型ストック・オプション）			新体系 25%

100%達成時には、現金報酬は従前の報酬制度の75%の支給となり、残り25%は株式報酬となるため、株主と利害が一致する仕組みとなっております。

従前	基本報酬 70%	業績連動報酬 30%	
新体系	基本報酬 50%	1)業績連動報酬 25% (100%達成時)	2)株式報酬 25%

#### 1)業績連動報酬(25%)【現金賞与】

賞与支給額は、予め定める目標業績を達成した場合に支給される標準賞与額（ターゲット賞与額）の0%～200%の範囲で変動します。ただし、その総額は、税引後連結当期純利益に対する1.5%を上限額（原資）といたします。なお、高業績時などに、賞与支給総額が原資を上回る場合は、ターゲット型で試算した個人別賞与支給額をベースに原資を按分いたします。

#### 2)株式報酬(25%)【長期インセンティブ】

一定期間（評価期間）の当社の株価成長率がマーケットパフォーマンスを上回った場合のみ、一括して権利確定する株式報酬型ストック・オプションであります。具体的には、評価期間を3年とし、インデックスは、東証一部上場企業全銘柄を対象とするTOPIX（時価総額加重型）を使用します。なお、権利発生可否は、株式報酬型ストック・オプション付与日の属する月の前3か月の当当社普通株式の終値平均値を基準株価とし、3年後の権利行使確定日の属する月の前3か月の当社普通株式の終値平均値と比較し、判断するものとしております。

以上